

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	11 - 4	許認可等の内容	担当課	都市計画課
<p>土地区画整理法 (施行者の変動)</p> <p>第十一条 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。</p> <p>2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者(前項に規定する一般承継人を除く。)が承継した場合においては、その者は、施行者となる。</p> <p>3 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合(当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。)において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。</p> <p>4 一人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定による認可の申請は、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>6 数人共同して施行する土地区画整理事業において、当該施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者が一人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、その土地区画整理事業について定められていた規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、その土地区画整理事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。</p> <p>7 個人施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者に変動を生じた場合(第四項前段に規定する場合を除く。)においては、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>8 都道府県知事は、第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定による届出を受理した場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>9 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第四項後段の規定により定めた規約又は第六項後段に規定する規約の一部の失効をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>土地区画整理法施行規則 (個人施行及び組合施行に関する都道府県知事の公告事項)</p> <p>第三条</p> <p>3 法第十一条第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第八項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日</p> <p>二 法第十一条第四項後段の規定により規約について認可した旨及びその認可の年月日</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	担当課	都市計画課
法令名	土地区画整理法	根拠条項	11 - 4	許認可等の内容 個人施行の土地区画整理事業の施行者の変動による規約の認可
<p>土地区画整理法施行規則 (公告の方法) 第四条の四 法第九条第三項(法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)、第十一条第八項、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項若しくは第五項、第四十五条第五項、第五十五条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は第七十一条の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。))の公告は、官報、公報その他所定的手段により行わなければならない。</p> <p>土地区画整理法 (規準又は規約) 第五条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 土地区画整理事業の名称二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称三 土地区画整理事業の範囲四 事務所の所在地五 費用の分担に関する事項六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項七 会議に関する事項八 事業年度九 公告の方法十 その他政令で定める事項 <p>土地区画整理法施行令 (規準、規約、定款及び施行規程の記載事項) 第一条 土地区画整理法(以下「法」という。)第五条第十号及び第十五条第十二号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項二 地積の決定の方法に関する事項三 法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置を行う場合においては、当該工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項四 会計に関する事項				

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定